

住民基本台帳関係事務についての特定個人情報保護評価書（案） に対する意見等とそれに対する本市の考え

募集期間 平成27年4月15日（水）～平成27年5月15日（金）

意見提出者 1人

※御意見につきましては、原文どおりとしていますが、一部読みやすくするため改行等の処理を行っています。

項番	御意見	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の保護については、マイナンバーは社会保障・税・災害対策の分野に於いて、法律等で定められた利用範囲でのみ使われる。 ・ 評価書は、住民の皆さんの意見を反映させ、情報セキュリティの専門知識を持った機関に寄る第三者点検を経た上で、国の特定個人情報保護委員会に提出します。既存住基システムと証明書情報を連携し、証明書自動交付機の利用登録をしている住民から住民票の写し（証明書）の交付要求に応じ、証明書の自動交付要求に応じ、証明書の自動交付を行う。 ・ 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正する。 ・ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置。 ・ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知する。 ・ 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ・ データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得、取得の為の情報等に付いて連携する為の機能。 ・ 都道府県に対し、本人確認情報を通知する。 ・ 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 ・ 都道府県サーバー及び住基全国サーバーに置いて、市町村 CS より受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。 ・ 出生又は国外からの転入等に寄り、新規に個人番号を指定する場合は、地方公共団体情報システム機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その者の個人番号に指定し、該当住民票に個人番号を記載する。 	<p>御意見の内容につきましては、概ね評価書（案）と同様の内容であり、参考意見として受け止めさせていただきます。また、御意見の（その他）につきましては、旭川市の発展に期待したものであると受け止めております。</p>

項番	御意見	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報に誤りが遭った際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行う事とする。又、証正した内容等に付いては、その記録を残し、法令等に寄り定められる期間保管する。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ・個人番号の生成元で有る機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得出来る事をシステムに寄り担保する。 ・児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・母子保健法に寄る費用の徴収に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・被災者生活再建支援法に寄る被災者生活再建支援金の支給に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る為の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律に寄る年金で有る給付（同法付則第16条第3項の規定に寄り厚生年金保険の実施者たる政府が支給する物とされた年金で有る給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法に寄る災害共済給付の支給に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律に寄る就学支援金の支給に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・職業訓練の実施等に寄る特定求職者の就職の支援に関する法律に寄る職業訓練受講給付金の支給に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 ・子供・子育て支援法による子供の為の教育・保育給付の支給又は地域子供・子育て支援事業の実施に関する事務で遭って主務省令で定められた用途。 <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市の総人口全ての約220万人を増やしたい。 ・中央，東，西，南，北，東光，豊岡，永山，白石，比布。タカス，当麻，東川，東神楽，美瑛各区役所の新規参入を目指す。 ・旭川市全域の全ての住民投票にしたい。 	